

費目別支出内容一覧表

議員名 小泉利治

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費			整理番号	1-1
	広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費				
事業内容	事務機器リース代 (複合機カラーコピー・リコーMP C2503) 大判プリンター (キャノンIPT605L) クラウドサービス				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月～5月	63,288	31,644	31,644円/月×1/2×2ヶ月	
	6月～3月	31,643	15,821	37,972円×1/12×10ヶ月×1/2	
	大判プリンター	21,124	9,681	21,124×1/12×11ヶ月×1/2	
	クラウドサービス	12,960	6,480		
		《合計》	129,015	63,626	
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動(50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料 (公共交通機関利用料を含む) を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
10	30-04-20 8	31,644	リコ-リース (カ)
11	30-05-07 8	31,644	リコ-リース (カ) リース終了 以下再リース
2	30-07-04 8	37,972	リコ-リース (カ)
<p style="text-align: right;">再リース (半額)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> $37,972 \div 12 = 3,164.3$ <p style="text-align: center;">6月~3月分 = 31,649</p>			
<p style="text-align: center;">コピ-複合機 リ-ス 代 (2ヶ月)</p> <p style="text-align: center;">再リ-ス 代 (10ヶ月)</p>			

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証

領収証 No. 20180618-00222
2018年06月18日 発行

日立キャピタルNB
作成場所: 東京都港区西新橋1-3-3

銀行(又は)金融機関

金融機関名 〇〇銀行

支店番号 〇〇〇

口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※お客様の情報保護のため、口座番号の一部を表示しておりません。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 小泉利治事務所 御中
お問合せ番号 4761270
ご契約者名 小泉 利治 様

No.	ご契約年月	ご契約番号	納入物名	当回数	残回数	領収金額(税込)円	明細
1	2018年05月	1030-3463-5000-02	大判プリンター	1	0	21,124	収入印紙 (又は郵送料)
2							19,560
3							
4							
5							
6							
7							
8							
合計						21,124	19,560

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

5A ~ 3A 迄 (117A)

→ 1124 × 1/2 × 11 × 1/2 = 968 (赤字)

21,124

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
31-03-08		お振込み	
取引店番号	取引店種別	取引店番号	口座番号
029			
(取引) (通帳号)	お取引金額		
54489 06	¥16,848		
コード	時刻	お取引後残高	
	1043	* * *	
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0087	¥108	
お振込内容			
[Redacted]			
カ) タハ"タ 様へ			
ご依頼人			
コイズ"ミトシナル 様			
0836376023			

⑧

12,000	12,960	3,500	3,988
5,000	3,600		
2	1		
481214	481475		
31/ 1/25			

$12,960 \times \frac{1}{2} = 6,480$

クレジット For MVB 年額7万 更新
 消費税等 8%
 イマゾオ MP C2503SP P/C #619090
 消費税等 8%

費目別支出内容一覧表

議員名 小泉利治

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費 事務費 ・人件費			整理番号	2-1
事業内容	事務機器リース代 (輪転機・RISOGRAPH MD5650)				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月～8月 (5ヶ月)	123,375	61,687	24,675円/月×1/2×5ヶ月	
	9月～3月 (7か月)	17,766	8,883	30,456円×1/12×7ヶ月×1/2	
		《合計》	141,141	70,570	
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) ※支出ごとに按分(1円未満切捨て) 政務活動 (50%) + その他の活動(50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
4	30-04-03 8	24,675	シブ-フ°ファイナンス
-	30-05-07 8	24,675	シブ-フ°ファイナンス
-	30-06-04 8	24,675	シブ-フ°ファイナンス
-	30-07-03 8	24,675	シブ-フ°ファイナンス
10	30-08-03 8	24,675	シブ-フ°ファイナンス
-	30-09-03 8	30,456	シブ-フ°ファイナンス

再シブ(年額)

8

領収書等に宛名の記入が全小字利消宛であるに相違あり。

印刷費(細法)

153,831/-

費目別支出内容一覧表

議員名 小泉利治

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費	整理番号	3-1	
事業内容	固定電話料・切手代・NHK放送受信料			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	4月分	7,920	3,960	
	5月分	8,335	4,167	
	6月分	7,793	3,896	
	7月分	7,713	3,856	
	8月分	7,810	3,905	
	9月分	7,657	3,828	
	10月分	7,648	3,824	
	11月分	7,639	3,819	
	12月分	8,054	4,027	
	1月分	8,028	4,014	
	2月分	8,125	4,062	
	3月分	8,042	4,021	
	切手代	11,480	5,740	
	NHK 放送受信料	6,995	3,497	
	《合計》	113,239	56,616	
	按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) ※支出ごとに按分(1円未満切捨) 政務活動 (50%) + その他の活動(50%)		

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-2
【領収書その他の書面】			
電話料金等払込受領証			
西日本ご利用分			
ご請求先氏名 小泉利治事務所 様			
お客様番号			
2018年 4月ご請求分			
金額(円) ¥7,920-			
受取人 NTTファイナンス株式会社			
お問合せ先 (無料) 0800-3335550			
領収日附印 18.5.-7			
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。			
電話料金等払込受領証			
西日本ご利用分			
ご請求先氏名 小泉利治事務所 様			
お客様番号			
2018年 8月ご請求分			
金額(円) ¥7,810-			
受取人 NTTファイナンス株式会社			
お問合せ先 (無料) 0800-3335550			
領収日附印 18.8.03			
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。			
電話料金等払込受領証			
西日本ご利用分			
ご請求先氏名 小泉利治事務所 様			
お客様番号			
2018年 5月ご請求分			
金額(円) ¥8,335-			
受取人 NTTファイナンス株式会社			
お問合せ先 (無料) 0800-3335550			
領収日附印 18.6.-4			
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。			
電話料金等払込受領証			
西日本ご利用分			
ご請求先氏名 小泉利治事務所 様			
お客様番号			
2018年 9月ご請求分			
金額(円) ¥7,657-			
受取人 NTTファイナンス株式会社			
お問合せ先 (無料) 0800-3335550			
領収日附印 18.10.05			
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。			
電話料金等払込受領証			
西日本ご利用分			
ご請求先氏名 小泉利治事務所 様			
お客様番号			
2018年 6月ご請求分			
金額(円) ¥7,793-			
受取人 NTTファイナンス株式会社			
お問合せ先 (無料) 0800-3335550			
領収日附印 18.7.11			
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。			
電話料金等払込受領証			
西日本ご利用分			
ご請求先氏名 小泉利治事務所 様			
お客様番号			
2018年 10月ご請求分			
金額(円) ¥7,648-			
受取人 NTTファイナンス株式会社			
お問合せ先 (無料) 0800-3335550			
領収日附印 18.11.05			
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。			
電話料金等払込受領証			
西日本ご利用分			
ご請求先氏名 小泉利治事務所 様			
お客様番号			
2018年 7月ご請求分			
金額(円) ¥7,713-			
受取人 NTTファイナンス株式会社			
お問合せ先 (無料) 0800-3335550			
領収日附印 18.8.03			
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。			
電話料金等払込受領証			
西日本ご利用分			
ご請求先氏名 小泉利治事務所 様			
お客様番号			
2018年 11月ご請求分			
金額(円) ¥7,639-			
受取人 NTTファイナンス株式会社			
お問合せ先 (無料) 0800-3335550			
領収日附印 18.12.-7			
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。			

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	5-5
<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 小泉利治事務所 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2018年12月ご請求分 金額(円) ¥8,054-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日 附印 2019.1.11</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 小泉利治事務所 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2019年1月ご請求分 金額(円) ¥8,028-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日 附印 2019.1.11</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 小泉利治事務所 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2019年2月ご請求分 金額(円) ¥8,125-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日 附印 2019.1.11</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 小泉利治事務所 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2019年3月ご請求分 金額(円) ¥8,042-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日 附印 [REDACTED]</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>

19.4.15 領収

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-4
----	-----	------	-----

領収書


様

【販売】
 明治150年
 82円 140枚 ¥11,480

小計 ¥11,480

課税計 ¥0
 (内消費税等 ¥0)
 非課税計 ¥11,480

合計 ¥11,480
 お預り金額 ¥12,000
 おつり ¥520





〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2018年11月9日 11:58
 担当：[REDACTED]
 発行No. 181109J0207 端N08箱02
 連絡先：宇部郵便局
 TEL:0836-33-2532

領収書等添付票


費目	事務費	整理番号	3-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

 放送受信料領収証		
小泉 利治 様 お客様番号 883-0872-774 振替日 平成30年12月26日		
領収金額 (消費税を含みます) 6,995 円	お支払期間 平成30年12月 ~ 平成31年11月	件数 地上契約 1
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 平成31年12月26日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
 日本放送協会		

NHKホームページ

<http://nhk.jp>



お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515
放送番組についてのご照会	083-921-3733



転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushinryo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

平成30年12月分~平成31年3月分
(4ヶ月分) 充当

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-6
【領収書その他の書面の添付欄】			
 放送受信料領収証			
小泉 利治 様 お客様番号 883-0872-774 振替日 平成29年12月26日			
領収金額(消費税を含みます) 6,995 円	お支払期間 平成29年12月 ~ 平成30年11月		
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください		件数 地上契約 1	
次回振替予定日 平成30年12月26日		上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
日本放送協会 			
NHKホームページ パソコン http://nhk.jp 携帯 メニュー▶ TV ▶ NHK▶			
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。) 受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515 放送番組についてのご照会 083-921-3733			
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 http://nhk.jp/jushiryo (24時間いつでも簡単に手続きできます。) IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。			
受信料のお支払いありがとうございました。			

平成30年4月~平成30年11月分
(8ヶ月分) 元当

注) 1 領収書その他の書面には「当該支出の目的」を付記すること。
 2 按分による支出がある場合は、「領収書その他の証拠書類の添付欄」の余白に按分の割合及び按分による支出額を付記すること。
 3 按分による支出以外で経費の一部に政務調査費を充当した場合は、領収書等添付票の余白に政務調査費による支出額を付記すること。

6,995

費目別支出内容一覧表

議員名 小泉利治

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費			整理番号	4-1
事業内容	携帯電話料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	10,042	5,021	内本人使用分 (10,042円) 1/2	
	5月分	10,042	5,021	内本人使用分 (10,042円) 1/2	
	6月分	10,372	5,186	内本人使用分 (10,372円) 1/2	
	7月分	10,742	5,371	内本人使用分 (10,742円) 1/2	
	8月分	10,042	5,021	内本人使用分 (10,042円) 1/2	
	9月分	10,755	5,377	内本人使用分 (10,755円) 1/2	
	10月分	10,742	5,371	内本人使用分 (10,742円) 1/2	
	11月分	10,742	5,371	内本人使用分 (10,742円) 1/2	
	12月分	10,742	5,371	内本人使用分 (10,742円) 1/2	
	1月分	10,754	5,377	内本人使用分 (10,754円) 1/2	
	2月分	10,748	5,374	内本人使用分 (10,748円) 1/2	
	3月分	10,745	5,372	内本人使用分 (10,745円) 1/2	
	《合計》	126,468	63,233		
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動 (50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	4-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
			平1分
4AS	30-05-10 044 RT	*43,275 J-WESTカート	10,042.-
5AS	30-06-11 044 RT	*36,416 J-WESTカート	10,042
6AS	30-07-10 036 RT	*44,578 J-WESTカート	10,372.-
7AS	30-08-10 036 RT	*34,263 J-WESTカート	10,742.-
8AS	30-09-10 036 RT	*34,636 J-WESTカート	10,042
9AS	30-10-10 036 RT	*33,985 J-WESTカート	10,755
10AS	30-11-12 044 RT	*34,881 J-WESTカート	10,742
11AS	30-12-10 036 RT	*34,074 J-WESTカート	10,742.-
12AS	31-01-10 036 RT	*33,956 J-WESTカート	10,742.-
1AS	31-02-12 036 RT	*33,962 J-WESTカート	10,754.
2AS	31-03-11 036 RT	*34,768 J-WESTカート	10,748
3AS	30-04-10 029 RT	*72,373 J-WESTカート	10,745
領収書等に宛名が「E」の場合、金額は小異ありながらほぼ同一に相違ない。			

費目別支出内容一覧表

議員名 小泉利治

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費	整理番号	5-1		
事業内容	パフォーマンスチャージ料 (複合機カラーコピー・リコーMPC2503)				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	4,622	2,311	5月11日	
	5月分	3,888	1,944	6月6日	
	6月分	3,888	1,944	7月11日	
	7月分	3,888	1,944	8月6日	
	8月分	3,888	1,944	9月5日	
	9月分	5,769	2,884	10月5日	
	10月分	3,888	1,944	11月9日	
	11月分	3,888	1,944	12月5日	
	12月分	3,888	1,944	1月11日	
	1月分	3,888	1,944	2月8日	
	2月分	3,888	1,944	3月8日	
	3月分	3,888	1,944	4月3日	
《合計》	49,271	24,635			
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動 (50%)			※支出ごとに按分(1円未満切捨)	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	5 - 2
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細 

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-05-11		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(残高)(通算)	お取引金額		
54395	06	¥4,622	
コード	時刻	お取引後残高	
	1104	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0050	¥108	
お振込内容			
カ)タハ"タ 様へ			
ご依頼人 コイス"ミトシナル 様			
0836376023			

4月分

ご利用明細 

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-06-06		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(残高)(通算)	お取引金額		
55837	06	¥3,888	
コード	時刻	お取引後残高	
	1108	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0059	¥108	
お振込内容			
カ)タハ"タ 様へ			
ご依頼人 コイス"ミトシナル 様			
0836376023			

5月分

ご利用明細 

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-07-11		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(残高)(通算)	お取引金額		
51723	06	¥3,888	
コード	時刻	お取引後残高	
	1032	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0046	¥108	
お振込内容			
カ)タハ"タ 様へ			
ご依頼人 コイス"ミトシナル 様			
0836376023			

6月分

ご利用明細 

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-08-06		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(残高)(通算)	お取引金額		
55245	06	¥3,888	
コード	時刻	お取引後残高	
	1114	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0107	¥108	
お振込内容			
カ)タハ"タ 様へ			
ご依頼人 コイス"ミトシナル 様			
0836376023			

7月分

カ)タハ"タ 様へ 1078-2240-2/抄

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	5-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細  **山口銀行**

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
30-09-05	お振込み		
取扱店番号 033	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
(機番)(通番)	お取引金額		
55761 06	¥3,888		
コード	時刻	お取引後残高	
1029		* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0070	¥108	

お振込内容
 [Redacted]
 カ)タハ"タ 様へ
 ご依頼人
 コイス"ミトシナル 様
 0836376023

SAA

ご利用明細  **山口銀行**

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
30-11-09	お振込み		
取扱店番号 029	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
(機番)(通番)	お取引金額		
52444 06	¥3,888		
コード	時刻	お取引後残高	
1144		* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0129	¥108	

お振込内容
 [Redacted]
 カ)タハ"タ 様へ
 ご依頼人
 コイス"ミトシナル 様
 0836376023

IDH/A

ご利用明細  **山口銀行**

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
30-10-05	お振込み		
取扱店番号 033	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
(機番)(通番)	お取引金額		
55793 06	¥5,769		
コード	時刻	お取引後残高	
1043		* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0107	¥108	

お振込内容
 [Redacted]
 カ)タハ"タ 様へ
 ご依頼人
 コイス"ミトシナル 様
 0836376023

9月分

ご利用明細  **山口銀行**

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
30-12-05	お振込み		
取扱店番号 029	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
(機番)(通番)	お取引金額		
52810 06	¥3,888		
コード	時刻	お取引後残高	
1244		* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0148	¥108	

お振込内容
 [Redacted]
 カ)タハ"タ 様へ
 ご依頼人
 コイス"ミトシナル 様
 0836376023

11月分

カ)タハ"タ 様へ

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	5 - 4
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 たいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
31-01-11		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(金額)(通貨)		お取引金額	
53745	06	¥3,888	
コード	時刻	お取引後残高	
	1149	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0062	¥108	
お振込内容			
[Redacted]			
カ)タハ"タ 様へ			
ご依頼人			
コイス"ミトシナル 様			
0836376023			

12月分

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 たいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
31-03-08		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
029			
(金額)(通貨)		お取引金額	
54491	06	¥3,888	
コード	時刻	お取引後残高	
	1045	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0089	¥108	
お振込内容			
[Redacted]			
カ)タハ"タ 様へ			
ご依頼人			
コイス"ミトシナル 様			
0836376023			

2月分

P No 028366

領収証

H31年 4月 8日

小泉利治事務所様

金額 1月分 3,888

但 1月分

上記正に領収いたしました。

TABATA
株式会社
代表取締役 田 田
〒 山口県宇部市大字東町1-1-1 電話 0836-83-2075
小野田支店 山口県山形小野田センター 電話 0836-83-2075

P No 028369

領収証

H31年 4月 8日

小泉利治事務所様

金額 3月分 3,888

但 3月分

上記正に領収いたしました。

TABATA
株式会社
代表取締役 田 田
〒 山口県宇部市大字東町1-1-1 電話 0836-83-2075
小野田支店 山口県山形小野田センター 電話 0836-83-2075

カ)タハ"タ 様へ

費目別支出内容一覧表

議員名 小泉利治

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費			整理番号	6-1
	広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費				
事業内容	消耗品購入費				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	①輪転機インク・マスター	31,320	15,660	4/27	
	②コピー用紙	11,340	5,670	6/6	
	③キャノン純正インク	4,146	2,073	5/26	
	④コピー用紙	50,274	25,137	8/27	
	⑤封筒	15,660	7,830	1/28	
	⑥トナーカートリッジ	7,862	3,931	12/25	
	⑦ラミネート	3,817	1,908	7/24	
	⑧厚ロコート紙・カートリッジ	19,958	9,979	8/17	
	⑨インク (PFI)	17,280	8,640	5/23	
	⑩トナーカートリッジ	11,880	5,940	6/19	
	⑪輪転機インク・マスター	21,600	10,800	12/7	
	《合計》	195,137	97,568		
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動 (50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

※支出ごとに按分(1円未満切捨)

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 たいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
30-04-27	お振込み		
取扱店番号	取引店番号	口座番号	
033			
(店舗) (店番時)	お取引金額		
52713 06	¥31,320		
コード	時刻	お取引後残高	
1244		* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0360	¥324	
お振込内容			
[Redacted]			
カ)コウホウ様へ			
ご依頼人			
コイスミトシハル様			
0836376023			

229-D AS
 (31,644) 127

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 たいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
30-06-06	お振込み		
取扱店番号	取引店番号	口座番号	
033			
(店舗) (店番時)	お取引金額		
55841 06	¥11,340		
コード	時刻	お取引後残高	
1112		* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0062	¥108	
お振込内容			
[Redacted]			
カ)タハタ様へ			
ご依頼人			
コイスミトシハル様			
0836376023			

(11,448) 24-(19) SA

※領収書専ら名義の現金で小集利治療で済ませに相違ない。



お買い上明細

ホームプラザナフコ 阿知須店 10:22
 2018年05月26日

21	キャノン	純正インク BCI	¥1,382
21	キャノン	純正インク BCI	¥1,382
21	キャノン	純正インク BCI	¥1,382

合計 ¥4,146

③

純正インク

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-3
----	-----	------	-----

【付】 **ご利用明細** 

当行の窓口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 本明細書は、ご利用の口座の取引履歴を示すものであります。

振込日	振込内容	口座番号
30-08-27	お振込み	029
53323 06	振込金額	¥50,274
1002	手数料	¥0
0086	手数料	¥324

お振込内容
 カタハタ 様へ

ご依頼人
 コイスミトシル 様

0836376023

④

200円以内 50.578

ご利用明細 

当行の窓口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 本明細書は、ご利用の口座の取引履歴を示すものであります。

振込日	振込内容	口座番号
31-01-28	お振込み	033
52427 06	振込金額	¥15,660
1159	手数料	¥0
0209	手数料	¥108

お振込内容
 カタハタ 様へ


ご依頼人
 コイスミトシル 様

0836376023

⑤

封筒

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-4
納品番号 2924328		納品領収書	
納品日 2018.12.25			
お名前 小泉利治事務所様		顧客コード 58/205	締日 支払日 25 1
ご住所 〒		担当者名	曜日
		支払条件 10P	※支払条件欄に「C」を表示している場合は領収書といたしません。 ※支払条件欄に「D」と表示している場合は領収書といたしません。 ※「D」の場合には請求時に消費税を申し添えます。
商品コード	商品名	交換サイクル	納品数 単価 金額 増減数 増減額 引取数
02306330	Nカート337		1 7280 7280
	(トナーカート)マジ		
※複写記入および訂正印のないものは無効です。		売上合計額	7280
 DC (一)日本ダストコントロール協会会員 株式会社 サニクリーン中国 〒730-0043 広島市中区富士見町9-5 TEL (082)247-1132 FAX (082)247-1135 URL: http://www.skdoroko.co.jp/		消費税額	582
		合計金額	7862
担当事業所 宇部	<03610> TEL 0836-54-1132	⑥	

8/2

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-5
----	-----	------	-----

※領収書等宛名のないものは全て小泉利治宛であることに相違ない。

2018年 7月24日

領 収 証

一連No088482
領収No000011

様

¥3,817-

(但し お品代 として
正に領収致しました)

税抜金額
¥3,535-
消費税等
¥282-



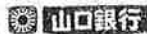
ラコネット

(株)シバショウ
シバップウベ

〒755-0084
宇部市大字川上白石699-1
電話：0836-32-4400

印刷面を内側に折って保管願います

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
たない場合はお問い合わせください。明細は下記のとおりでございます。

お取引日	お取引内容		
30-08-17	お振込み		
取付番号	口座番号		
033			
お取引金額	お取引金額		
54280.06	¥19,958		
コード	時刻	お取引後残高	
1148		* * *	
(ご案内) 取引種別	手数料	おつり	
0095	¥108		
お振込内容			
[Redacted]			
ヨシムラタイプ (カ) 様へ			
ご依頼人			
コイスミトシナル 様			
0836376023			



2018.08.17
ラコネット 宛

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

納品番号 9759900 納品領収書 納品日 30.5.23

お名前 小泉利治事務所 様 顧客コード 581205 締日 25 1 曜日 曜夜

ご住所 〒 担当署名 [Redacted] 曜日 曜日

支払条件 COD ※支払条件欄に「COD」と表示されている場合領収書といたします。
 ※支払条件欄に「CH」と表示されている場合納品書といたします。
 尚、「CH」の場合は請求時に消費税を申し受けます。

商品コード	商品名	交換サイクル	納品数	単価	金額	増減数	増減額	引取数
2243350	PFI 102MBIC	1-7	2	5500	11000			
2243370	PFI-102C	1-7	1	5000	5000			

※複写記入および訂正印のないものは無効です。

売上合計額	16000
消費税額	1280
合計金額	17280



DC (一般)日本ダストコントロール協会会員
 株式会社 サニクリーン中国
 本社 〒730-0043 広島市中区富士見町9-5
 TEL (082)247-1132 FAX (082)247-1135
 URL http://www.skdoroko.co.jp/

担当事業所 宇部 <01169> TEL 0836-54-1132

納品番号 9759906 納品領収書 納品日 18.6.19

お名前 小泉利治事務所 様 顧客コード 581205 締日 25 1 曜日 曜夜

ご住所 〒 担当署名 [Redacted] 曜日 曜日

支払条件 COD ※支払条件欄に「COD」と表示されている場合領収書といたします。
 ※支払条件欄に「CH」と表示されている場合納品書といたします。
 尚、「CH」の場合は請求時に消費税を申し受けます。

商品コード	商品名	交換サイクル	納品数	単価	金額	増減数	増減額	引取数
2311820	N-カチオン8VP (2本組) (レーザー用トナーカートリッジ)		1	11000	11000			

※複写記入および訂正印のないものは無効です。

売上合計額	11000
消費税額	880
合計金額	11880



DC (一般)日本ダストコントロール協会会員
 株式会社 サニクリーン中国
 本社 〒730-0043 広島市中区富士見町9-5
 TEL (082)247-1132 FAX (082)247-1135
 URL http://www.skdoroko.co.jp/

担当事業所 宇部 <01169> TEL 0836-54-1132

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

①

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-12-07		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(支店)(通帳号)		お取引金額	
53742 06		¥28,728	
コード	時刻	お取引後残高	
	1730	* * *	
(ご案内)	取引通貨	手数料	おつり
	0085	¥108	
お振込内容			
[Redacted]			
カ)コウホウ 様へ			
ご依頼人			
コイスミトシバル 様			
0836376023			

保守料 7,128
 (11月分)

127 2,600

RISO INK -S6542 2本 3000x2 = 6.00
 マ29-DST7 AN 2本 7000x2 = 14.00

(輪転機)

費目別支出内容一覧表

議員名 小泉利治

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費			整理番号	7-1	
	広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費					
事業内容	事務機器 (輪転機・RISOGRAPH MD5650)・保守点検料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	9月分	7,128	3,564			
	10月分	7,128	3,564			
	11月分	7,128	3,564			
	12月分	7,128	3,564			
	1月分	7,128	3,564			
	2月分	7,128	3,564			
	3月分	7,128	3,564			
		《合計》	49,896	24,948		
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動 (50%)					

※支出ごとに按分(1円未満切捨)

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない。
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	7-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-09-18		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(残高) (通帳号)	お取引金額		
52660 06	¥7,128		
コード	時刻	お取引後残高	
	1049	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0080	¥108	
お振込内容			
カ) コウホウ 様へ			
ご依頼人			
コイスミトシナル 様			
0836376023			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-10-19		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(残高) (通帳号)	お取引金額		
54467 06	¥7,128		
コード	時刻	お取引後残高	
	1053	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0032	¥108	
お振込内容			
カ) コウホウ 様へ			
ご依頼人			
コイスミトシナル 様			
0836376023			

送付料 (9月分)

保守料 (10月分)

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-12-07		お振込み	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(残高) (通帳号)	お取引金額		
53742 06	¥28,728		
コード	時刻	お取引後残高	
	1130	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0085	¥108	
お振込内容			
カ) コウホウ 様へ			
ご依頼人			
コイスミトシナル 様			
0836376023			

{ 保守料 7,128
 (11月分)
 427 21,600 } + 108

20.000

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	7-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細  **山口銀行**

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
31-01-11	お振込み		
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
033			
(残高) (当座)	お取引金額		
53743 06	¥7,128		
コード	時刻	お取引後残高	
	1147	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0060	¥108	

お振込内容
 [Redacted]
 カ)コウホウ様へ

ご依頼人
 コイスミトシナル様
 0836376023

ご利用明細  **山口銀行**

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
31-03-08	お振込み		
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
029			
(残高) (当座)	お取引金額		
54487 06	¥14,256		
コード	時刻	お取引後残高	
	1047	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0085	¥108	

お振込内容
 [Redacted]
 カ)コウホウ様へ

ご依頼人
 コイスミトシナル様
 0836376023

保守料 12月

保守料 1月 2日分

ご利用明細  **山口銀行**

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
31-03-25	お振込み		
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
029			
(残高) (当座)	お取引金額		
56652 06	¥7,128		
コード	時刻	お取引後残高	
	1144	* * *	
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0247	¥108	

お振込内容
 [Redacted]
 カ)コウホウ様へ

ご依頼人
 コイスミトシナル様
 0836376023

費目別支出内容一覧表

議員名 小泉利治

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費 人件費			整理番号	1-1	
事業内容	補助職員人件費					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	96,800	48,400	1名		
	5月分	79,200	39,600	1名		
	6月分	88,000	44,000	1名		
	7月分	88,000	44,000	1名		
	8月分	114,400	57,200	1名		
	9月分	88,000	44,000	1名		
	10月分	70,400	35,200	1名		
	11月分	88,000	44,000	1名		
	12月分	96,800	48,400	1名		
	1月分	88,000	44,000	1名		
	2月分	88,000	44,000	1名		
	3月分	61,600	30,800	1名		
	《合計》	1,047,200	523,600			
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動(50%)					

※支出ごとに按分(1円未満切捨)

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----


【領収書その他の書面の添付欄】

受 領 書

小泉利治 様 平成30年 5月 1 日

¥ 9,680.00

但 4月分給与として上記正受領しました




受 領 書

小泉利治 様 平成30年 6月 1 日

¥ 79,200.00

但 5月分給与として上記正受領しました



領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1 - 3
【領収書その他の書面の添付欄】			
<p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p>小泉利治 様 平成30年 7月 2日</p> <p style="text-align: center;">¥ 88,000</p> <p>但 6 月分給与として上記正受領しました</p> <p style="text-align: right;">[Redacted Signature]</p>			
<p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p>小泉利治 様 平成 30年 8月 1日</p> <p style="text-align: center;">¥ 88,000</p> <p>但 7月分給与として上記正受領しました</p> <p style="text-align: right;">[Redacted Signature]</p>			

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

受 領 書

小泉利治 様 平成30年9月3日

¥ 114,400

但 8 月分給与として上記正受領しました

[Redacted Signature]

受 領 書

小泉利治 様 平成30年10月1日

¥ 88,000

但 9 月分給与として上記正受領しました

[Redacted Signature]

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-5
【領収書その他の書面の添付欄】			
<p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p>小泉利治 様 平成 30 年 11 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">¥ 70,400</p> <p>但 10 月分給与として上記正受領しました</p> <p style="text-align: center;">[REDACTED]</p>			
<p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p>小泉利治 様 平成 30 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: center;">¥ 88,000</p> <p>但 11 月分給与として上記正受領しました</p> <p style="text-align: center;">[REDACTED]</p>			

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

受 領 書

小泉利治 様 平成 30 年 12 月 27 日

¥ 96,800

但 12 月分給与として上記正受領しました

[Redacted Signature]

受 領 書

小泉利治 様 平成 31 年 2 月 1 日

¥ 88,000

但 1 月分給与として上記正受領しました

[Redacted Signature]

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-7
----	-----	------	-----


【領収書その他の書面の添付欄】

受 領 書

小泉利治 様 平成 31 年 3 月 1 日

¥ 88,000

但 2 月分給与として上記正受領しました




受 領 書

小泉利治 様 平成 31 年 3 月 29 日

¥ 61,600

但 3 月分給与として上記正受領しました



小泉利治 県政 活動報告 H30/1月~5月



いあいあり

皆さまには、いつもお世話になっております。また平素より格別のご厚誼を賜っておりますことにも心より感謝申し上げます。

我が公明党においては、4月から6月までの3カ月間、全国3000余人の全議員が地域の最前線を歩き、「中小企業」をはじめ、「子育て」「介護」「防災・減災」の4テーマについてアンケートを行う「100万人訪問・調査」運動を積極的に展開してまいりました。

これは、地域の一軒一軒を訪問して、ひざを交えながら一人一人の声に耳を傾けることで現場のニーズをくみ取っていき、集約した調査結果を新たな政策づくりに活用することを目指すものです。

さて、本誌では、本年1月から5月までの県政活動を綴っています。

是非ともご覧の上、ご意見・ご感想をお聞かせ頂ければ幸甚に存じます。

平成30年7月吉日

山口県議会議員

小泉利治



山口県議会の仕組み

山口県議会
YAMAGUCHI PREFECTURAL ASSEMBLY

県議会の御案内

議会のしくみ

■ 県議会とは

私たちの住む山口県を、より明るく住みよい郷土とするためには、県の政治について、みんなで話し合い、それを実行していかなければなりません。

しかし、みんなが1箇所に集まって県の政治のやり方を相談して決めることはできませんので、私たちの代表にふさわしい人を選んで働いてもらう必要があります。

この代表者が県議会議員で、議員の集まりが県議会です。

■ 県議会の役割

県の中では、知事と県議会とは対等の立場に立ってお互いに独立しています。

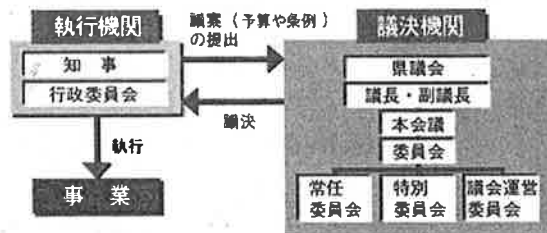
県が仕事をするためには、知事が中心となっているいろいろな計画を立て、条例や予算などを県議会に提案します。

県議会では、それが県民のためによりよいものかどうか調べたり、相談したりします。

こうして県議会で決められた方針に従って、知事が実際に仕事を進めていきます。

また、県が仕事を進めていくためには、たくさんのお金が必要です。このお金は、県民が納める税金や国からのものなどでまかなわれていますが、県議会は、そのお金をどのように使うか予算を決めます。そして、お金を使った後も、間違いなく役立つように使ったかどうか、県議会で十分調べ、検査をします。

そのほか、条例を作ったり、改めたりするなど、大切な役目を持っています。



■ 本会議と委員会

県議会は、知事が招集して開かれます。2月、6月、9月、12月の年4回開かれ、これを定例会と呼んでいます。

また、特に必要がある時は、臨時会が開かれます。

★ 本会議

本会議は、議員全員で構成する会議で、議員定数の半数以上が出席して開かれます。

全ての発言は、議長の許可を得て行われ、それぞれの議員が意見を述べて、県民の意思を政治に反映していく大切な会議です。会議では、議会の権限に関することからを決定します。

★ 委員会

本会議のほかに、議案等を効率よく、専門的に審査・検討するため、委員会を設置し、問題を審議しています。

委員会には、常任委員会と特別委員会があります。特別委員会は、特別に大事な問題がある時に、臨時におかれます。

また、議会の円滑な運営を行うため、議会運営委員会を設置し、会議の進め方などを協議しています。

◆ 常任委員会の種類

- ・ 総務企画委員会
- ・ 環境福祉委員会
- ・ 商工観光委員会
- ・ 農林水産委員会
- ・ 土木建築委員会
- ・ 文教警察委員会

★ 県議会の権限

- ・ 条例の制定・改廃を議決する。
- ・ 予算を議決する。
- ・ 決算を認定する。
- ・ 法律・条例に定められたことがらを議決する。
- ・ 議長・副議長・選挙管理委員を選挙する。
- ・ 副知事・各種委員の選任に同意する。
- ・ 請願を審査する。
- ・ 意見を述べ、または、意見書を提出する。
- ・ 県の行政を調査・検査する。

平成30年2月定例会一般質問

「水素先進県」の実現について

【質問:小泉利治県議】

公明党の小泉利治でございます。

通告に従い、一般質問を行います。その前に、2月4日に行われました、県知事選では見事な選挙戦を戦われてのご当選誠におめでとうございます。引きつづき、山口県のリーダーシップをとり、県民一人一人が喜ばれる県政を目指していただきたくお願い申し上げまして、質問に移ります。

お隣の韓国では、ピョンチャン冬季五輪が開催され、世界中のアスリートの懸命な姿が勇気と感動を与えてくれました。

特に今回は、過去最高のメダル獲得となりました。

3月9日から開催されるパラリンピックとも合わせ、2020年東京大会の大成功につなげてまいりたいと思います。

まず、「水素先進県」の実現について、お伺いします。

水素は、様々なエネルギー源を使って製造できるうえ、運搬可能で、利用の際には、温室効果ガスを出さないことから次世代エネルギーとして期待されています。

こうした中、昨年12月、政府は、水素を主要な燃料として利用する「水素社会」を、世界に先駆けて実現するための「水素基本戦略」をまとめました。

この中において、特に水素の利用面において、2030年に燃料電池車(FCV)80万台、燃料電池バス(FCバス)1200台の普及を目指すこととし、また、これらの普及を後押しするため、水素ステーションを900か所整備することも掲げられたところです。

安倍総理も、「水素はイノベーションによってエネルギー安全保障と温暖化問題を解決する切り札となり、基本戦略に掲げた施策を速やかに実行に移す」と述べておられ、私も近未来における「水素社会」の実現に期待を寄せ一人です。

特に、相当数の燃料電池自動車道路を走り始めれば、水素社会が実現されたと肌で感じると思いますが、そのためには、基本戦略にもあるよう、水素ステー

【答弁:村岡嗣政知事】

小泉議員の御質問のうち、私からは、「水素先進県」の実現についてのお尋ねにお答えします。

水素は、ロケット燃料に活用されるほどの高出力の上、太陽光などの再生可能エネルギーを活用し、水などから無尽蔵に製造できて、長期間の保存や輸送が可能という優れた特長を有しています。

ションのインフラ整備の促進が重要であると考えます。

こうした中、県内企業13社が共同で、太陽光で発電した電力で水素を生成・貯蔵し、通常は、燃料電池

自動車に水素を充填することができ、災害などの非常時には、燃料電池を使い、貯蔵している水素から電気を作り供給できる、防災機能を併せ持つ先進的な再エネ活用型の水素ステーションの開発も順調に進んでいると聞いています。

また、先月から、県内企業が、太陽光発電を利用した高効率の水素製造システムの実証試験を始めたとの報道も目にしたところです。

こうした本県企業の技術開発力で、水素ステーションのインフラ整備促進や県内の水素関連産業の振興、地域づくりに弾みがつくのではないかと今後の展開に期待しています。

また、本県には、全国トップクラスの大量かつ高純度の水素を生成するという強みもあります。

県では、これまでも、こうした強みを活かし、水素利活用による産業振興と地域づくりに取り組まれてこられました。

私は、本県における水素利活用に向けた施策展開の推進は、国の政策の方向性とも合致し、また、本県の活性化を図る施策の一つとしても重要であり、引き続き、この分野における本県が全国をリードしていくよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、お尋ねします。

水素利活用の促進に向けては、全国をリードする取り組みを推進していくことこそ、知事が掲げる産業維新の具現化につながるものと考えますが、今後、県では、「水素先進県」の実現に向けて、どのように取り組まれるのか、お伺いたします。

こうしたことから、国においては、お示しの「水素基本戦略」を策定したところであり、私は、こうした国の動きと呼応し、瀬戸内コンビナートにおいて全国の約1割の水素が生成され、水素の製造・貯蔵技術を保有しているという本県の強みを最大限に活かして、活力の源となる産業力の強化を図ることが重要と考えています。

このため、全国に先駆けて、「水素先進県」を目指し、水



素利活用による産業振興と地域づくりに積極的に取り組んでいるところです。

具体的には、まず、産業振興に向けては、全国トップレベルの県の補助金や、産業技術センターの技術支援により、水素の製造、供給から利活用に至る、先進的な製品の開発・事業化の取組を支援しています。

こうした取組の結果、お示しの再生可能エネルギー活用型水素ステーションや、全国初となる水素燃焼による給湯器が近く製品化される予定です。

また、これらの製品の販路開拓を図るため、今月首都圏で開催された「国際水素・燃料電池展」に山口県ブースを初出展したところ、国内外から多くの来場者があり、約1300件の商談が行われるなど、大きな注目を集めたところです。

今後とも、関係機関と連携し、水素利活用に積極的に取り組む県内企業を支援してまいります。

また、地域づくりに向けには、水素を利活用したまちづくりモデルの実証とその全県展開に取り組んでまいります。

具体的には、周南市及び広域連携モデルとなる下関市において、コンビナートで発生する未利用の副生水素を、スポーツ施設への電気と熱の供給や、フォークリフトの燃料として活用することとしています。

また、こうした未利用の副生水素の活用に加え、どこでも利用可能な太陽光を使って生成した水素を利活用するモデルの実証にも取り組みたいと考えています。

まずは、近く製品化予定である再生可能エネルギー活用型水素ステーションを活用して、安心・安全なまちづくりや中山間地での交通サービスの向上など、特色ある地域づくりを進めるため、来年度当初予算において、市町等に対する新たな補助制度を創設することとしました。

こうした取組を通じ、水素利活用モデルを構築し、県内への普及を図るとともに、全国に発信してまいります。

私は、今後とも、県、市町、企業、関係機関が一体となって、水素利活用による産業振興と地域づくりに全力で取り組み、「水素先進県」の実現を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

港湾施設の老朽化対策について

【質問:小泉利治県議】

次に、港湾施設の老朽化対策についてお伺いします。

安全で快適な県民生活や円滑な社会経済活動を支えるためには、港湾や道路といった産業インフラなどの公共土木施設について、その機能が適正に発揮されるよう、日常の維持管理や計画的な更新に努めることが肝要です。

しかし、我が国では、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共土木施設の老朽化が進んでおり、今後一斉に更新時期を迎えることが見込まれています。

本県においても、国とほぼ同様の状況にあることから、適切な対策に取り組む必要があります。

岸壁などの港湾施設では、昨年1月に改訂された「山口県港湾施設長寿命化計画」によると、一昨年の3月現在、建設後50年以上を経過する施設の割合が約41%であったものが、20年後には約65%となるなど、今後、老朽化が急速に進行する見通しとなっております。

このため計画では、特に岸壁において、施設に不具合が生じてから改修などを行う「事後保全型」ではなく、中長期的なアセットマネジメントの考え方のもと「予防保全型」の維持管理を行うこととしています。

私は、費用の縮減や平準化といった「予防保全型」の維持管理に、県が積極的に取り組まれていることを評価しておりますが、さらなるコスト縮減や工期の短縮、施設の耐久性向上を図るため、今後は、点検診断や対策工法に関する新技術の導入についても取り組む必要があると考え



ています。

ここで、新たな技術として、ひとつの例をご紹介したいと思います。

現在、岸壁については、地上又は海上からの目視を一般点検とし、潜水による外観目視などを詳細点検として実施されていますが、目視だけでは確認できない、矢板の損傷や腐食等によって、岸壁に空洞が発生する恐れもあります。

このため、地上や海中からマイクロ波を照射し、施設の損傷状況等を3次元で可視化する新たな技術を導入すれば、岸壁に生じた異常やその場所などについて、詳細な情報を把握することが出来るため、適切な対策を実施することで、施設の長寿命化が図れると考えます。

我が公明党としても「公共土木施設の老朽化対策」を要望しており、県におかれては、指摘させていただいた課題を踏まえ、より積極的な施策の展開を図っていただきたい

と考えます。

そこでお尋ねいたします。

岸壁などの港湾施設の老朽化が今後急速に進行する中、県は今後どのように老朽化対策に取り組まれるのか、

【答弁:藤山土木建築部長】

港湾施設の老朽化対策についてのお尋ねにお答えします。

岸壁などの港湾施設は、効率的で円滑な物流を確保し、地域の経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤であることから、これらの機能を、将来に渡って恒常的に発揮させることが重要です。

しかしながら、本県においても高度経済成長期に集中的に整備した港湾施設の老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えることから、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、予防保全的な維持管理を行っていくことが必要です。

このため、県では、施設の状態を的確に把握するため、「港湾施設維持管理点検マニュアル」を策定し、職員による日常点検や専門技術者による詳細点検などを適宜、実

ご所見をお伺いいたします。



施しており、その結

果を踏まえ、岸壁に使用されている鋼矢板の防食工事等の長寿命化対策を計画的に行うなど、港湾施設を常に良好な状態に維持するよう努めているところです。

お示しの施設の損傷状況等を3次元で可視化する調査技術については、海水が濁っており、目視での確認が困難な箇所などにおいて、有効な点検方法の一つであると考えられることから、現場条件等を勘案した上で、活用を検討してまいります。

県としては、今後とも、こうした新技術の開発動向を注視するとともに、点検や補修工事において、一定の効果が見込まれる新技術については、その活用も図りながら、港湾施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に進めてまいります。

たばこ対策について

【質問:小泉利治県議】

次に、たばこ対策についてお伺いします。

喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病など様々な疾病の原因となることや、妊娠・分娩へも悪影響を及ぼすことが科学的知見として確立されており、その健康影響は明らかであります。

2020年多くの観光客が来日される東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、さらなる対策を整えなければなりません。

2010年にWHOと国際オリンピック委員会が「たばこのないオリンピック」推進で合意して以降、開催地では、受動喫煙対策が大きく推進されており、歴代開催国は全て罰則付きの法規制が実現しています。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控えた日本だけは未だに足踏みが続いているようであります。

たばこ対策については、喫煙率の減少と受動喫煙防止を図る施策等をより一層充実させることが重要であります。

具体的には、様々な企業・団体と連携し、喫煙が与える健康への悪影響に関する意識向上のための普及啓発活動を一層推進するほか、禁煙希望者に対する禁煙支援なども図る必要があります。

そこで、たばこ対策について3点お伺いします。

1点目は、禁煙治療の促進についてです。

禁煙治療をもう少し利用しやすいものにすべきであります。

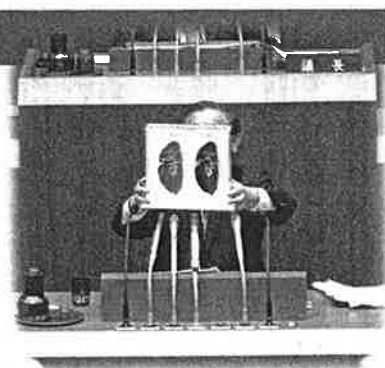
「タバコはいつかやめなければ…」と思いながらも、なかなか踏み出せていない方は少なくないと思います。近年はタバコ代もどんどんと高くなり、受動喫煙の意識の高まりとともに肩身の狭い思いをされている方も多いと思います。

「たばこの健康被害を減らすには禁煙支援も重要」との認識から、禁煙治療費に対する助成制度など、禁煙を望む人が確実に禁煙できるように支援する方策が必要であります。

そこで、県では、禁煙治療の促進についてどのように取り組まれるかお伺いします。

2点目は、「山口県たばこ対策ガイドライン」の改定についてです。

「山口県たばこ対策ガイドライン」は、県の健康づくりの指針である「健康やまぐち21計画」で県民の健康に関す



る重要な課題の一つとして位置付けられているたばこ対策について、具体的に取り組むべき指針を定めたもので、平成18年に策定され、平成23年に改定されて現在に至っております。

このガイドラインには、「本ガイドラインは、国におけるたばこ対策の見直しや、本県におけるたばこ対策の進展、健康やまぐち21の改定等に対応し、必要に応じて見直します。」と明記されています。

前回の改正から7年が経過し、また昨今の受動喫煙対策に関する法改正をめぐる全国的な議論の高まりも受け、受動喫煙に対する県民の関心、意識も著しく変化して

【答弁：岡健康福祉部長】

たばこ対策に関する3点のお尋ねにお答えします。

喫煙は生活習慣病と深く関連し、喫煙者本人のみならず、周りの喫煙しない人の健康にも影響を及ぼすことから、たばこ対策は重要な課題と考えており、県では、山口県たばこ対策ガイドラインに基づき、「受動喫煙防止」、「喫煙防止」、「禁煙支援」を三つの柱として、積極的に取り組んでいるところです。

まず、禁煙治療の促進についてのお尋ねです。

県では、お示しの、禁煙治療費の助成については、禁煙外来が保険適用の対象であること等から考えておりませんが、身近な地域において禁煙相談に応じ、動機付けを支援するたばこ相談員を、保健師や薬剤師等を中心に養成するとともに、禁煙外来を行う医療機関などの情報提供を行うなど、禁煙に対する支援を引き続き行ってまいります。

次に、山口県たばこ対策ガイドラインの改定についてです。

います。

「たばこを吸う行為には一定の制限がかかる」という社会規範が醸成されつつあるのかお伺いします。

3点目は、近年注目を集めている加熱式たばこについてであります。

加熱式たばこは、火を付けずにたばこ葉を加熱して吸引するもので、煙や臭いが少ないとのことで、ここ数年で爆発的に普及し、コンビニ等でも盛んに売られているようでもあります。

現在、国においては、多数の人が利用する施設等では、原則として喫煙を禁止するなど、受動喫煙を防ぐための健康増進法の改正について議論が重ねられているところです。

したがって、県としましては、国の法改正の動向や、来年度実施する、健康やまぐち21計画の中間評価による本県のたばこ対策の現状分析等を踏まえ、ガイドラインの改定について検討したいと考えています。

次に、加熱式たばこについてです。

加熱式たばこは、お示しのとおり、発売から日が浅く、国の受動喫煙対策の対象に含まれていないことから、県のガイドラインにおいても同様に対象となっていないところです。

こうした中、加熱式たばこの取扱いについても、現在、国において、健康増進法の改正案を検討する中で議論されているところであり、県としては、今後、こうした国の動向を踏まえ、その取扱いを検討してまいります。

農業問題について①農作業の安全対策②県立農業大学校

【質問：小泉利治県議】

次に、農業問題について、2点お伺いします。

1点目は、農作業の安全対策についてです。

農作業の死亡事故がなかなか減らない状況にあります。

全国では、平成28年に312人と、多くの方が農作業事故で亡くなっており、10万人当たりの死者数は16.2人で、建設業の6.0人や全産業平均の1.4人を大きく上回っています。

農作業の安全確保は極めて重要な課題であります。

後継者不足の中、一人の後継者を見つけ・育てることは、相当な時間と労力がかかることが県の取り組みを見ていて分かりますが、本県においても、毎年10人近くの方が農作業中に事故死されています。

このような事態に鑑み、平成30年度政府予算案では、高齢農業者の安全対策として、新たに健康診断と連動して身体機能の測定

や安全意識の確認を行い、その結果に応じて指導する取り組みや、所有する農業機械を総点検して安全な使用を指導する取り組みなどが盛り込まれています。

また、労災保険は雇用者でない人は入れないと思われるようですが、要件を満たす場合、農業では特別加入ができることなど、こうした情報を農業者に対し、周知を図るべきであると思います。

そこでお伺いしますが、本県における、農作業事故の発生状況について、また死亡事故ゼロの取り組みについて



お伺いします。

2点目は、県立農業大学校についてです。

農業は後継者不足、人手不足が叫ばれて久しい中、山口県の県立農業大学校は様々な特色があり、先日も谷合農林水産副大臣が視察されました。私も昨年行われました農大祭に参加しました。そこで、農大生が丹精込められて作られた、キャベツやみかん、シクラメン等々を両手いっぱい購入し、美味しく頂きました。農業の担い手や地域農業の指導者を2年間の実践学修で育成することを目的とした農業大学校の目的や、新規就農者対策を考え

【答弁:河村農林水産部長】

農業問題についての2点のお尋ねにお答えします。

まず、農作業の安全対策についてです。

本県における農作業事故の発生状況については、過去5年平均で年間9件程度の死亡事故が発生し、うち65歳以上の高齢者が約8割を占めています。また、その原因としては、機械作業によるものが6割を超える状況にあります。

次に、死亡事故ゼロの取組については、本県では農業者の高齢化が進行し、一方で、集落営農法人などの法人経営体が増加している点を踏まえて、「高齢農業者対策の強化」と「法人経営体への重点指導」を柱として、対策を推進することとしています。

まず、「高齢農業者対策の強化」に関しては、新たに国の事業を活用し、加齢に伴う身体機能の低下に応じた作業上の留意点をチェックリストにまとめ、これを現場作業での事故防止に活かす取組を進めるとともに、高齢者の機械の総点検に基づく安全操作指導などの対策を実施しま

ると、農家の皆様など外部講師を大胆に取り入れるあるいは短期コースを更に充実させ、今以上に教育内容の充実を図ることや、さらなる受け入れ体制の拡充に努めていくことが必要ではないでしょうか。

このような取り組みを進めていくことで、農業大学校がさらに魅力にあふれ、卒業生が本県で就農していく好循環を生み出し、将来的には定員を増やすというようなことにも繋がっていった欲しいと思うところであります。

そこで、農業大学校の教育内容の充実及び受け入れ体制の拡充についてお伺いします。



す。

加えて、年3回の農作業安全運動期間を設けて、作業安全の啓発活動を展開するほか、お示しの「労災保険特別加入制度」については、集落座談会等で、個別農業者にも適用される旨をしっかりと周知し、加入を促進します。

また、「法人経営体への重点指導」に関しては、法人等からの要望に応え、農業大学校において、法人オペレーター向けの農業機械研修の受講人数や開催回数の拡大を図ることとしています。

さらに、JGAPについても、食の安心・安全だけでなく、農業生産の工程全体的確な管理によって、農作業における事故予防につながるため、法人による取組を積極的に推進することにより、死亡事故ゼロに向けた安全対策を一層強化してまいります。

交通安全対策

【質問:小泉利治県議】

最後に、交通安全対策についてお伺いします。

本県の交通事故発生件数は平成12年から減少傾向である一方、幹線道路に比べて生活道路では、交通事故死傷者数全体に占める歩行者や自転車利用の死傷者の割合が高くなっております。

そこで、歩行中事故を未然に防ぐ対策で、有効な対策である、ゾーン30の設置について、お伺いします。

ゾーン30は平成18年9月に、埼玉県川口市の生活道路で、車が保育園児らの列に突っ込み、21人が死傷した事故などが発生し、これら生活道路での悲惨な交通事故を防ぐため導入されたものであり、導入効果を検証した結果、通行速度を抑制したことにより、重大事故も減少傾向でした。

また、物理的デバイス等の設置については、ハンブや狭さくといった物理的なデバイスの設置は極めて有効な対策でもあります。

そこで、今後、全県においてゾーン30をより効果の上がる規制としていくためには、まだまだ認知度の低いこの制度自体をより周知していくことが効果的と考えます。

そこで、ゾーン30の普及と県民への広報についてどのように取り組まれるのか、警察本部長にお伺いします。

次に、あおり運転についてお伺いします。



「あおり運転」について、道路交通法等による定義はありませんが、いわゆる「あおり運転」と言われるものは、一般のドライバーに危険を生じさせる悪質・危険な運転であると認識をしております。

昨年6月に、神奈川県大井町の東名高速道路下り線で、あおり運転に起因する大変痛ましい死亡事故が発生し、マスコミでもその危険性が大きく取り上げられました。県内におきましても、昨年、下関市内で急な割り込みや急

【答弁：齊藤警察部長】

交通安全対策についての2点のご質問にお答えします。

まず、ゾーン30の普及と県民への広報についての今後の取組みについてです。

ゾーン30は、生活道路や通学路における交通安全対策の一環であり、一定の地域をゾーンに設定し、最高速度30キロや一時停止などの規制を行い、高齢者や通学児童等の安全を確保するもので、昨年末現在で46箇所を整備しております。

議員ご指摘のとおり、交通事故防止に効果を発揮しており、県内の整備個所においても、車両速度の低下により、重大事故が約7割減少しており、地域住民の方々から「安心して道路を歩けるようになった」などの声を頂いております。

今後も、個別の交通環境や地域住民の方々のご意見を踏まえた上で、ゾーン30の普及に努めるとともに、県警察のホームページや、メールマガジン、自治体広報紙等の各種広報媒体を活用して、周知を図り、ドライバーにゾーン内の速度遵守や通り抜け禁止などの注意事項を示して、交通事故を防止していくこととしております。

次に、あおり運転の防止対策についてお答えいたします。

あおり運転等の悪質・危険な行為は、重大事故に直結するおそれが極めて高いため、ドライバーに対する交通安

ブレーキといった危険な運転行為を繰り返すなど、暴行を加えた事案が発生しています。

あおり運転は、重大事故の発生原因になりますし、それがエスカレートすれば、更なる暴力行為など重大事件に発展するおそれがあります。

そこで、「あおり運転」という一般ドライバーに危険を生じさせる悪質・危険な運転を防止するため、どの様に取り組まれるのかお伺いします。

全教育を推進するほか、その行為者を早期に道路交通の場から排除する必要があります。

交通安全教育としては、運転免許更新時や安全運転管理者講習などの機会を活用して、「あおり運転」の悪質性・危険性について指導しているほか、幹線道路に設置された道路交通情報板を活用した広報啓発活動を行っておりますし、被害を受けた場合の対処方法についても、県警察のホームページやメールマガジンなどにより、速やかに110番通報するよう周知に努めております。

昨年、ドライブレコーダーの映像等を基に悪質・危険な行為を行った運転者に対し暴行罪を適用して検挙いたしましたが、こうした事案に対しては、厳正な取締りを行い、道路交通法違反のみならず、事案の態様に応じて、危険運転致死傷罪や暴行罪などあらゆる刑罰法令を適用して検挙することとしており、あわせて免許停止など行政処分を適正に執行してまいります。

県警察としましては、今後も「あおり運転」などの危険な運転行為を行うドライバーについては、客観的証拠を収集して、その違法行為を立証するほか、交通指導取締りを徹底してまいります。



平成30年1月の活動

宇部日報 2018年(平成30年) 1月1日月曜

地元県議 新年あいさつ

未来への展望切り拓く



小泉 利治

皆さん新年あけましておめでとうございます。
本年も皆さんやご家族にとりまして、幸多い年となりますよう心から願っております。

早いもので、県議に初当選以来、県民の皆さまとの対話を重ね、共に歩み、19回目の新年を元気で迎えることができました。
これもひとえに皆さまのご支援のたまものと心より感謝申し上げます。

また、昨年は突然の選挙となった第48回衆議院議員選挙は自公庄勝で幕を閉じました。公明党の訴えに理解を示し、支持を寄せてくださった皆さま方に深く感謝を申し上げます。

さて、県政最大の課題である人口減少は、深刻の度合いを増しております。直近の統計では、既に140万人を削り込んでいます。また、近年の人口の転出が著しく、毎年4000人近くの人が転出しており、この流れを断ち切らないと、地域の活力を低下させ、財政面にもたいへん大きな影響が出てきます。

今年、明治改元から150年という節目の年を迎えますがこの機を捉えて、私は、さまざまな困難を乗り越えて挑戦を重ねてこられた、先人たちの「志」と「行動力」を学び、この苦境に立ち向かう糧とする必要があると考えています。

本年も、走りに走り、汗をかきながら、地域にしっかりと根を張り、政策実現を目指して新たな前進を開始してまいります。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。



街頭で県政報告を行う



宇部元気ブランドを視察



宇部市新年互礼会



祝 宇部市消防出初式



年頭の出初式



新年の集いで
あいさつ



地元上宇部での新年互例会



谷合農林水産副大臣と共に宇部市の企業訪問

地上6
築構造を
2階は外
手廻り検
3〜6階
なってい
蔵の医療
院するた
著のため
病院や日
泊療養
テニショ
けた医療
川西三三
「市民が待
申候会一丸
た力」と願
た例氏は
撤の中核と



意見を交わす(右から)柳屋社長と谷合、小泉の両氏



農業の展望を語り合う(左から)近安社長と谷合、小泉の両氏

農水産業の未来を開く

山口・谷合副大臣ら先進的企業を訪問

谷合正明農林水産副大臣(公明党)は、山口県宇部市の食品加工機械製造で有名な株式会社「ナギヤ(柳屋秀雄社長)」を訪問した。公明党の「1916年の創業当初、同社の海外輸出が増加。今、世界で

り装置の開発に成功したのを機に、機械製造に。70年代、カニ風味湯汁・カニカマ人気が高まったことを受け、製造装置を開発。最新装置によるカニカマは「本物以上」と評判高い。柳屋社長は「カニカマが世界的ヒット商品となり、製造装置の海外輸出が増加。今、世界で

70%のシェアを占めている」と業績を説明。また「機械の入れ替わりは早く、意欲的に開発に取り組んでいる」と話し、開発中の装置を紹介していた。視察後、谷合副大臣は「2017年の農林水産物輸出額は約800億円。1兆円をめざし食品機械メーカーと力を合わせたい」と話していた。引き続き、谷合副大臣らは同市にある株式会社「サンアロー(近安秀社長)」を訪れた。同社が手掛けるのは純国内産さくら餅。「99%が輸入のさくら餅市場」に参入し、栽培、培養、販売するほか、障がい者への雇用支援や栽培指導など「新しい価値創造」にも取り組む。近安社長は今後のビジョンを語ることに、設備投資の負担が大きいかも説明していた。谷合副大臣は「インバウンドが大きな契機、就業の在り方を応援していきたい」と話していた。



平成30年度の要望書を知事へ提出（県庁）



公明党県議団（会長小泉利治）



新春の集い（長門市）



宇部志立市民大学卒業式

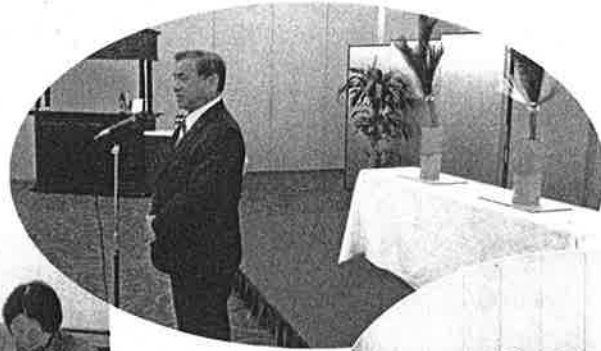


上宇部校区のどんと焼き

山口県議会議員 小泉 利治 活動報告



校区コミュニティ推進協議会役員会



初生けでのあいさつ



平成30年2月・3月の活動



県立宇部中央高校の卒業式



受動喫煙防止の推進を
自、公の県議が条例検討申し出

自民党県連と公明党県本部の県議が13日、柳居俊孝県議会議長に対し、「受動喫煙の防止の推進に関する条例（仮称）」の制定を検討するよう申し出書を提出した。9月調人はさまざまな特性を持ち生まれてくるが良しあしはなく、自己の特性を実生活の具体的な困りの事と関連づけながら理解を促し、対策を練る。

自民党県連と公明党本部の県議が13日、柳居俊孝県議会議長に対し、「受動喫煙の防止の推進に関する条例（仮称）」の制定を検討するよう申し出書を提出した。9月調人はさまざまな特性を持ち生まれてくるが良しあしはなく、自己の特性を実生活の具体的な困りの事と関連づけながら理解を促し、対策を練る。

提案者は、自民党の島田教明議員、平岡望議員、篠崎圭二議員、公明党の小泉利治議員、石丸典子議員の5人。島田議員と小泉議員が県庁の議長室を訪れて、柳居議長に申し出書を手渡した。

制定の目的は、県民の機運醸成などにより、防止対策の実効性確保につながる。条例では県や県民の果たすべき責任



柳居議長（中央）に申し出書を手渡す小泉議員（右）と島田議員（議長室で）

と役割を明らかにし受動喫煙防止に向けた県民的取り組みを推進する基本的事項を定める。（託問）



禁煙セミナーで渡辺文学先生と共に（横浜市）



たばこ条例検討委員会であいさつ（県庁）



山口県行政書士会
賀詞交歓会



市民相談現場（宇部市二俣瀬）



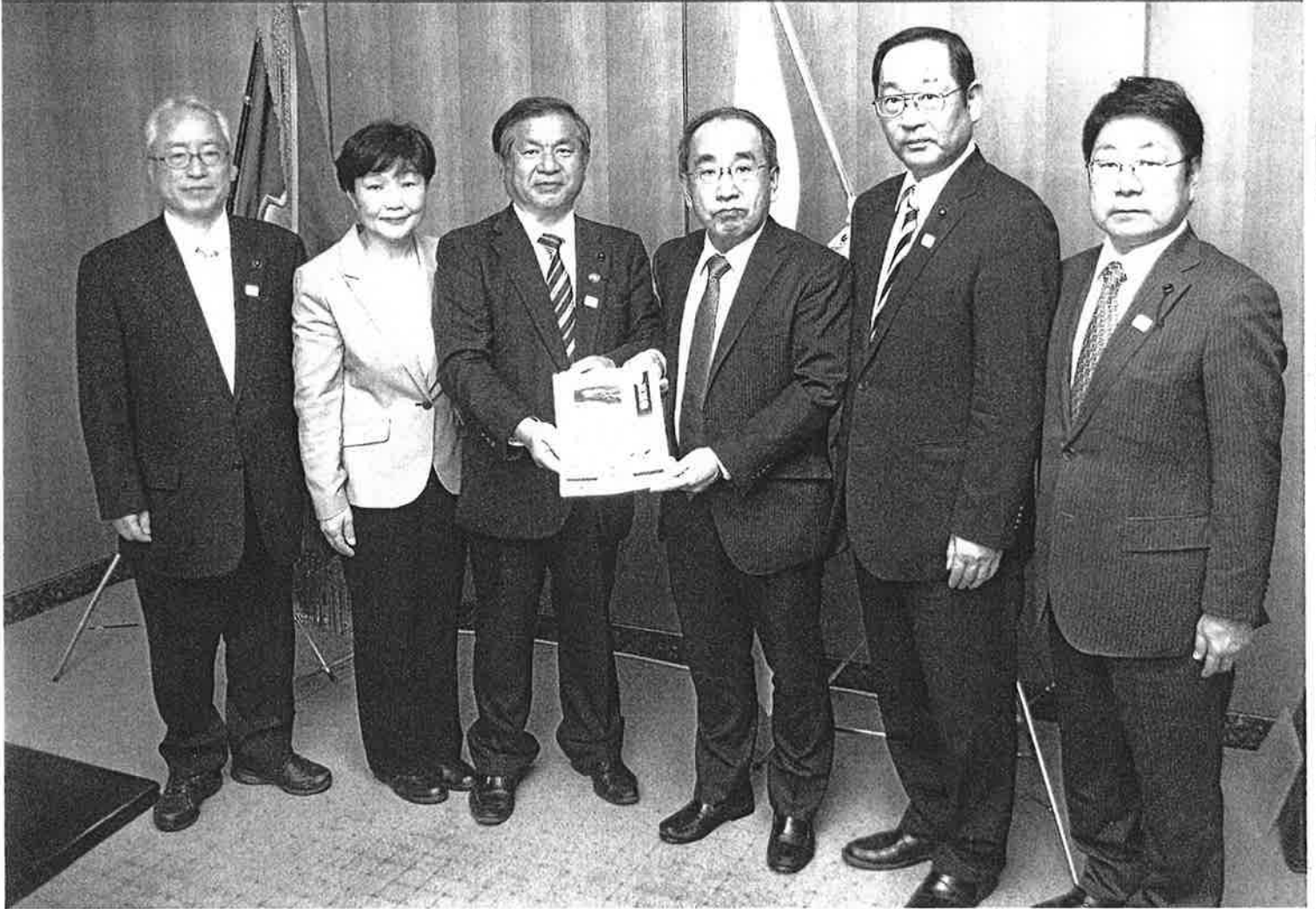
酪農家を視察し意見要望を受ける（美祿市）



書道教室の生徒へあいさつ（西岐波）

平成30年4月・5月の活動

公明党県議団（団長小泉利治）による要望陳情



消防長官へ#1119 導入について要望書提出（東京・総務省）

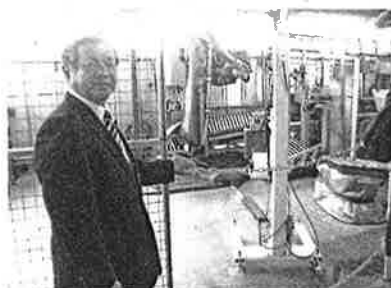


県議団による勉強会（広島県庁）



横断歩道設置の要望を受ける（宇部市厚南）

市民相談現場
（宇部市西岐波）



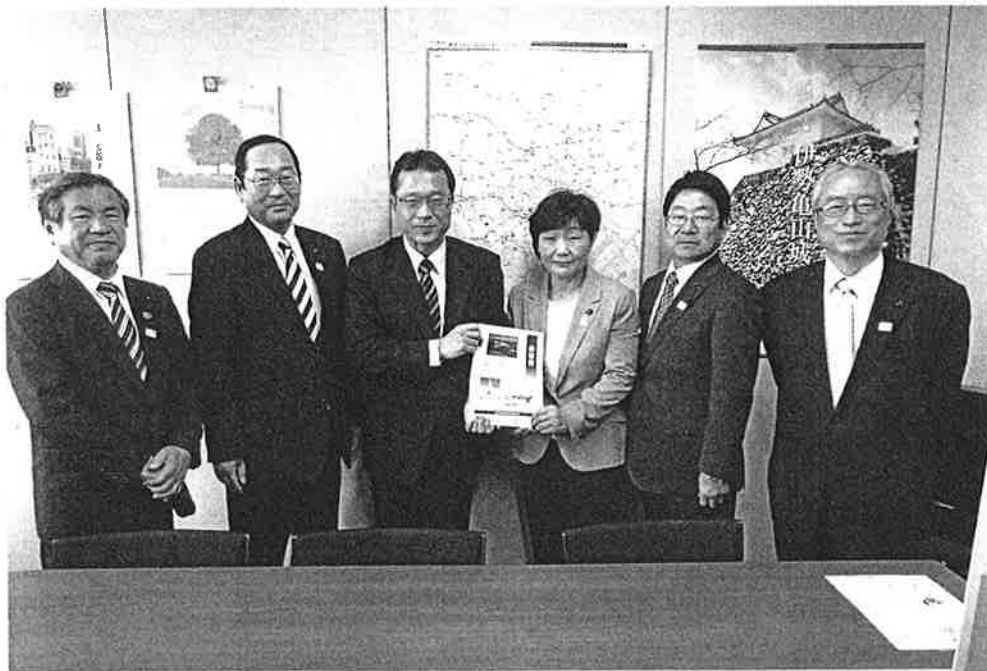
介護ロボットを視察（広島市）



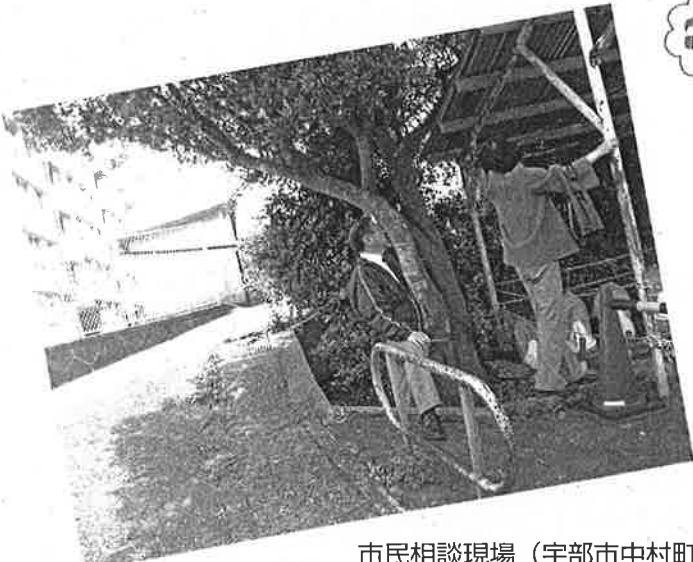
広島市老健施設訪問あいさつ 県議団による勉強会（衆議院会館）



全面禁煙となった
東京都庁を視察



国土交通省へ陳情・交通 IC カード導入についての要望を提出（東京）



市民相談現場（宇部市中村町）



©KOMETTO



水素エネルギーについて視察（横浜市）



地元自治会での自治会長としての開会あいさつ



**やまぐち移住就農促進センター
の開所式（防府市）**



**地方創生加速化
特別委員会で
元気生活圏づくりに
係わる取り組みに
ついて**





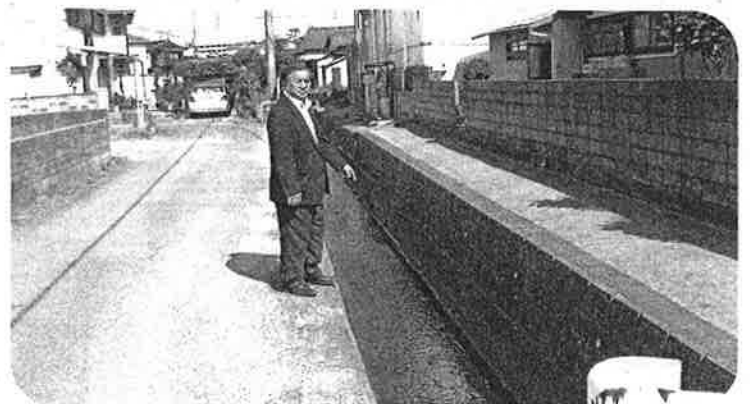
顧問をしている書道教室の個展を鑑賞



浦沢直樹展の開会式（山口市）



市民相談現場（萩市）



側溝の防護柵の設置要望（宇部市）



平成 30 年度宇部管内の公共事業説明会（県土木建築事務所）



宇部市の食堂で懇談会



100 万人訪問調査・アンケート





地域創生加速化特別委員会

周南バルク港湾を視察（周南市）



道路改修の市民相談を受ける（宇部市船木）



ピット保修の市民相談現場（宇部市港町）



道路改修の市民相談現場（宇部市山門）



萩市で街頭演説



①地域調査情報共有システム②鳥獣害対策について視察（長崎県五島市役所）



長崎県五島市 視察訪問

5月30日・31日長崎県の五島市に調査・視察を行いました。

目的は

- ①ICTを活用した諸施策について
- ②地域調査情報共有システムについて
- ③鳥獣害対策システムについて
- ④電気自動車レンタカーについて

等を視察・研修しました。

議会経歴 小泉利治事務所のご案内

● 議員経歴 ●

—— 宇部市議会議員経歴 ——

- ・ 1期 平成3年5月1日～平成7年4月30日
- ・ 2期 平成7年5月1日～平成11年4月1日

—— 山口県議会議員経歴 ——

- ・ 1期 平成11年4月30日～平成15年4月29日
- ・ 2期 平成15年4月30日～平成19年4月29日
- ・ 3期 平成19年4月30日～平成23年4月29日
- ・ 4期 平成23年4月30日～平成27年4月29日
- ・ 5期 平成27年4月30日～現在

—— 山口県議会委員会経歴 ——

◆ 常任委員会

- ・ 農林水産委員会委員(平成11年5月12日～平成13年5月14日)
- ・ 商工労働委員会委員(平成13年5月14日～平成15年4月29日)
- ・ 商工労働委員会委員(平成15年5月9日～平成17年5月13日)
- ・ 商工労働委員会委員(平成17年5月13日～平成19年4月29日)
- ・ 文教警察委員会委員(平成19年5月10日～平成19年5月13日)
- ・ 総務政策委員会委員長(同委員)(平成21年5月13日～平成23年4月29日)
- ・ 総務政策委員会委員(同委員)(平成23年5月12日～平成23年5月14日)
- ・ 総務政策委員会委員(同委員)(平成25年4月1日～平成25年5月14日)
- ・ 土木建築委員会委員(同委員)(平成25年5月14日～平成27年5月14日)
- ・ 環境福祉委員会委員(平成27年5月10日～平成29年5月14日)
- ・ 農林水産委員会委員(平成29年5月20日～現在)

◆ 特別委員会等

- ・ 豊かな社会づくり対策調査特別委員会委員(平成11年7月9日～平成13年2月27日)
- ・ 決算特別委員会委員(平成11年12月17日～平成12年2月29日)
- ・ 企業会計決算特別委員会委員(平成12年9月22日～平成12年12月15日)
- ・ やまぐち子供未来調査特別委員会委員(平成13年6月29日～平成15年2月26日)
- ・ 企業会計決算特別委員会委員(平成13年10月19日～平成13年12月14日)
- ・ 企業会計決算特別委員会委員(平成14年10月4日～平成14年12月19日)
- ・ 企業会計決算特別委員会委員長(同委員)(平成15年10月10日～平成15年12月12日)

- ・ 暮らしの安心・安全強化対策特別委員会委員(平成19年7月6日～平成20年12月19日)
- ・ 決算特別委員会委員(平成20年10月10日～平成20年12月19日)
- ・ 企業会計決算特別委員会委員(平成21年10月9日～平成21年12月18日)
- ・ 決算特別委員会委員(平成22年10月8日～平成22年12月17日)
- ・ 人口減少・地域活力維持対策特別委員会委員(平成25年10月4日～平成26年4月30日)
- ・ 決算特別委員会委員(平成25年10月4日～平成25年12月9日)
- ・ 地方創生加速化特別委員会委員(平成29年10月～現在)

—— 附属機関等の役員経歴(山口県議会) ——

- ・ 山口県流通情報協議会顧問(平成11年6月12日～平成13年6月11日)
- ・ (財)山口県漁業被害救済基金理事(平成11年9月16日～平成13年5月31日)
- ・ 山口県企業立地促進補助金審査会委員(平成13年7月1日～平成15年6月30日)
- ・ 山口県観光審議会委員(平成15年5月26日～平成19年4月29日)
- ・ 山口県地方港湾審議会委員(平成17年5月26日～平成21年5月13日)
- ・ 財団法人山口県振興財団委員(平成21年5月25日～平成24年4月30日)
- ・ おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会常任委員(平成21年5月25日～平成23年4月29日)
- ・ 山口県都市計画審議員(平成27年5月～現在)
- ・ 日韓友好促進山口県議会議員連盟 副会長(平成27年5月～現在)
- ・ 山口県議会観光振興議員連盟 副会長(平成27年5月～現在)
- ・ 山口県議会子育て環境づくり推進議員連盟 副会長(平成27年5月～現在)
- ・ 山口県議会21世紀のエネルギー開発推進議員連盟 副会長(平成27年5月～現在)
- ・ 下関北九州道路整備促進山口県議会議員連盟 副会長(平成27年5月～現在)
- ・ 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める山口県議会議員連盟 副会長(平成27年5月～現在)
- ・ 山口県岩国基地問題に関する議員連盟 理事(平成27年5月～現在)



小泉 利治 事務所のご案内 ● 連絡先 ●

- 事務所名 山口県議会議員小泉利治事務所
E-mail: koizumi-ube@herb.ocn.ne.jp
- 所在地 〒755-0073 山口県宇部市中尾1丁目7番8号

- 電話番号 0836-37-6023
- FAX 番号 0836-37-6023
- 代表者 小泉 利治